

事業者支援金支給申請書

令和 年 月 日

「所在地」には、法人は本店の所在地を、個人事業主は個人事業開業届出書の納税地（それが不明な時は主たる事務所）所在地をご記入ください。
 「名称・商号」には、法人は商号を、個人事業主は屋号や施設名、店舗名を記載してください。
 「代表者職氏名」には、法人は代表者を、個人事業主は事業主の個人名をご記入ください。

申請者 所在地 _____
 名称・商号 _____
 代表者職氏名 _____

代表者欄は、押印不要です。

酒類販売事業者支援金の支給を受けたいので、酒承の上、関係書類を添えて申請します。

常時雇用する従業員とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用されている従業員であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者としてします。

1. 申請区分（該当するものに☑を入れてください）
- 中小法人等（中小企業者である会社及び会社）
 - 個人事業主（中小企業者である個人事業主）

会社以外の法人で資本金又は出資金がない種類の法人の方は、「資本金又は出資金」欄は記載不要です。

個人事業主の方は、事業主個人の氏名と、屋号・施設名・店舗名の両方をご記入ください。（屋号等がない場合は事業主個人の氏名だけ）

申請者	フリガナ 名称		
	屋号(個人事業主のみ)		
企業規模	資本金 又は出資金	万円	常時雇用する従業員数 人
申請者の種別	選 択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号
		<input type="checkbox"/> 個人 事業主	住所 生年月日
※法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで確認できます。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/			
	固定電話	- -	氏名
	携帯電話	- -	電子メールアドレス

住民登録されている住所をご記入ください。

※法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで確認できます。
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

3. 申請金額

- ※1 2019年または2020年の売上は、青色申告決算書または法人事業概況説明書の数値（ただし、新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金、補助金、助成金、協力金等を除外（※2021年の売上も同様））を記入して下さい。
- ※2 青色申告決算書または法人事業概況説明書により比較対象月の収入が確認できない場合は、支給要領別表1に定める方法により推定収入額を記入してください。
- ※3 店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。そのため、事業者の全ての2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で減少している必要があり、特定の店舗・事業のみ月間売上が減少したとしても給付要件を満たしません。
- ※4 本申請書は、国実施の月次支援金を申請された、2021年8月の売上減少率が2019年又は2020年の同月比で50%以上の方用です。

2021年8月の売上減少率が2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満の方または2021年7月および8月の売上減少率が2ヶ月連続で2019年又は2020年の同月比で15%以上の方（ただし、2021年8月の売上減少率が2019年又は2020年の同月比で50%以上の方を除きます）は、様式第1号（第2次上乗せ対象事業者用）により申請してください。

各月分の売上金額には、申請者の事業全体の売上金額を、帳簿類に基づきご記入ください。なお、新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金、補助金、助成金、協力金等を除外してください。

- ① 2019年または2020年の8月 _____ 円
 （国の月次支援金の申請の際、比較対象とした年の8月の売上金額）
- ② 2021年8月の売上金額 _____ 円
- ③ 売上の減少率の算出 $(① - ②) \div ① =$ _____
- ④ 2021年8月分の国の月次支援金の給付額 _____ 円
- ⑤ ① - ② - ④ _____ 円
- ⑥ 申請金額（千円未満切捨） _____ 円

（⑤の金額が下表の上限額以下の場合は⑤の金額、上限額を超える場合は上限額）

【上限額】

	③の値		
	0.5以上0.7未満	0.7以上0.9未満	0.9以上
中小法人等	19万3千円	38万7千円	58万円
個人	9万6千円	19万3千円	29万円

千円未満は切り捨ててください。 _____ 円

4. 休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象事業者でないことを確認

（☑を入れてください。）

- 対象月と同期間を対象とする、地方公共団体等が実施する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする、休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者ではありません。
- ※二重受給は不正受給と判断します。
- ※同交付金の対象か否かは受給された申請先にお問い合わせください。

5. 今回の支援金の趣旨・目的に沿っていることを確認（☑を入れてください。）

- まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業とは関係なく事業収入が減少している時期を対象月とはしていません。
- 売上計上基準の変更及び顧客との取引時期の調整を行っていません。
- （「営業活動を実施していない」や「法人成り・事業承継の直後」等の理由により）単に対象月の営業日数が少ないため、売上減少要件を満たした訳ではありません。
- 対象月より前に実施されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の影響を受けて対象月の事業収入が減少したものではありません。

6. 反復継続取引のある飲食店の情報（添付書類で確認をする飲食店と同一のもの）

会社名	フリガナ 名 称	
店 名	フリガナ 名 称	
店舗 所在地	都 道 府 県	市 町
電 話 番 号	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> 会社名または店名は添付書類で確認できる飲食店のものをご記入ください。 </div>	

※ 上記店舗に対して、兵庫県が取引状況を確認することがあります

7. 事業者名等の公表

支給金を受給された方については、事業者名及び所在市町を、県ホームページで公表することがあります。公表に不都合がある場合は、その理由を次の枠内に具体的に記載してください。

（公表できない具体的な理由）

8. 添付書類の確認欄

提出される前に、添付書類があることを確認し、を入れてください。

チェック	書類名	説明・具体例
<input type="checkbox"/>	誓約書	県が指定する様式に記入してください。 県ホームページからダウンロードできます。
<input type="checkbox"/>	通帳のコピー	銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なもの（通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方等）（※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピーで可） 振込希望口座の名義人は、申請者（法人代表者又は個人事業主）と同じ名義人にしてください。法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者の個人名義の口座では受付できません。 ※2021年4月～6月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出し、今回も同じ口座に振込みを希望される方は不要です。
<input type="checkbox"/>	中小法人は申請時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書、 個人事業主は申請時に有効な本人確認書類の写し	本人確認書類は、住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれかです。 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（両面）（写し） ・マイナンバーカード（オモテ面のみ）（写し） ・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）（写し） ・在留カード（写し） ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・住民票の写し及びパスポート ・住民票の写し及び各種健康保険証

様式第1号（第2次上乘せ対象事業者用・令和3年8月分）

		※2021年4月～6月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出した方は不要です。
□	まん延防止等重点措置・緊急事態措置の対象区域にあり、酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との2019年及び2020年の対象月に <u>反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」</u> のコピー	<p>以下の①～⑥の対象月のもの全てが必要です。</p> <p>①2019年の帳簿 ②2019年の書類 ③2019年の通帳 ④2020年の帳簿 ⑤2020年の書類 ⑥2020年の通帳</p> <p>類でも可とします。</p>
□	国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」の写し	<p>はがきの宛先（住所、氏名等）、振込のお知らせ（給付金額等）など情報が記載されている面をすべて提出してください。</p> <p>※申請期間内に、国から月次支援金の給付決定がなされていない等の理由で、提出が難しい場合は、代替書類として、「国の月次支援金のマイページ（登録情報（申請ID、電話番号等）が記載されているもの）」の写しを申請期間内に提出願います。</p> <p>また、<u>国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」</u>が到着後、2週間以内に、<u>国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」</u>の写しを提出願います。<u>国の月次支援金の「振込みのお知らせはがき」</u>の写しの受付をもって、改めて審査いたしますのでご承知おきください。</p>
□	一般酒類小売業免許または通信販売小売業免許のコピー	<p>申請日時点で有効なもの。免許の通知でも可。お手元にならない場合は、酒類指導官に連絡をし、税務署から免許の証明書を手入してください。</p> <p>※2021年4月～6月のいずれかの月を対象月とした酒類販売支援金の申請を行い、左記の書類を提出した方は不要です。</p>

9. 振込希望口座

振込 希望 口座	フリガナ			—			
	金融機関名 (払渡店)	銀行 金庫	支店	預金 種別	1 普通・総合	2 当座	3 その他 ()
	金融機関番号	金融機関番号	支店番号	口座 番号			
	支店番号						
	フリガナ						
口座名義 (申請者と同一)							

※申請者名と振込口座名義は、同じにしてください。

金融機関番号、支店番号は、通帳でご確認ください。
または、<https://zengin.ajtw.net/>でお調べください。

<酒類販売事業者支援金申請用>

誓約書

酒類販売事業者支援金（以下、支援金という）を申請するにあたり、下記について誓約します。

記

- 1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しません。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しません。
- 3 知事が、上記1、及び2を確認するため必要な事項を兵庫県警察本部長に照会する場合があります。それについて同意します。
- 4 知事が、支援金支給・不支給の判断にあたり、一般酒類小売業免許の効力や提出書類の内容について、国税庁に照会する場合があります。それについて同意します。
- 5 申請内容に虚偽が判明した場合は、支援金の全額を返還します。なお、返還がなされない場合に知事が銀行等金融機関に資産状況の報告を求めることに同意します。
- 6 申請内容について、兵庫県から問い合わせ、現地調査、是正のための措置の求めがあった場合は、誠実にこれに応じます。また、申請内容に不備があり酒類販売事業者支援金支給要綱に定める支援金の支給期間終了時まで不備が修正されない場合は支援金が支給されないことに同意します。
- 7 支援金を支給した場合、兵庫県が、当社の名称（法人においては法人名及び施設名、個人においては屋号及び施設名）及び所在市町名（法人においては本店又は申請に係る事業所が、個人事業主においては主たる事業所が所在する市町名）を公表することに同意します。
- 8 支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することを承諾します。また、当事業で得た情報を兵庫県その他の官公署に提供および照会することに同意します。
- 9 支援金の受給後も事業を継続する意思を有します。
- 10 提出した申請書類が返却されないことに同意します。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地
名称・商号
代表者職氏名
(自署)